

京都市教育委員会教育長訓令甲第3号

学 校

幼 稚 園

教育機関

防火管理者の設置に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月29日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

「  
別表小学校の項中 「  
京都市立中川小学校真弓分校」 を  
」

「  
京都市立雲ヶ畑小学校  
京都市立中川小学校真弓分校」 に改め、同表中学校の項中  
」

「  
京都市立小野郷中学校」 を 「  
京都市立雲ヶ畑中学校  
京都市立小野郷中学校」 に改める。  
」

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)